

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川口市南鳩ヶ谷四丁目二番二二 地先から同市南鳩ヶ谷四丁目三 番九地先		区 間
二五・〇〇 ） 二八・五〇	二一・五〇 ） 二五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一一三・五〇		延 長 (メートル)
		備 考